

令和8年松前町告示第65号

令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金交付要綱を次のように公表する。

令和8年4月30日

松前町長 田 中 浩 介

令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、物価高騰、人件費上昇、労働人口の減少等の影響により中小企業等の人材確保が困難化していることに鑑み、町内の中小企業等に対し、町が予算の範囲内において、令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、当該中小企業等の採用活動に要する経済的負担を軽減するとともにその採用力の強化を図り、もって地域の産業基盤の維持及び発展に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 会社以外の法人 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第6号に規定する公益法人等又は同条第7号に規定する協同組合等
 - イ 医療法（昭和23年法律第205号）第42条の2第1項に規定する社会医療法人以外の医療法人
 - ウ 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人（法人税法第2条第7号に規定する協同組合等に該当するものを除く。）
- (3) 中小企業等 中小企業者及び会社以外の法人をいう。
- (4) 正規従業員 雇用期間の定めのない労働契約により雇用される従業員をいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次に掲げる要件を全て満たす中小企業等とする。

- (1) 次に掲げる区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者であること。
 - ア 中小企業者 会社にあつては町内に本店を置いていること、個人事業主にあつては町内に本店を置いていること又は町内に住所を有していること。
 - イ 会社以外の法人 町内に主たる事務所を置いていること。
- (2) 継続的な事業活動及び正規従業員の求人を行っていること。
- (3) 労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）その他労働関係法令に関して重大な違反がないこと。
- (4) 町税（督促手数料及び延滞金を含む。）を滞納していないこと。
- (5) 国、愛媛県、他の市町等から、この要綱に規定する補助金と同種の補助金の交付を受けていない又は受ける意思がない者であること。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（同項第1号に規定する営業のうち料理店において行う営業及び同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う中小企業者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員と関係がないこと。
- (8) 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体でないこと。
- (9) 宗教上の組織又は団体でないこと。
- (10) 前各号に掲げる要件を満たす者のほか、補助金の目的に照らして適当でないと認められる者でないこと。

(補助の対象)

第4条 補助対象事業は、補助対象者が正規従業員を確保するために実施する事業であつて、別表に定めるものとする。

2 補助対象経費は、補助対象事業の実施に要する経費であって、別表に定めるものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額の2分の1以内の額とし、30万円を上限とする。

2 補助対象者が次に掲げるいずれかの認証又は認定を受けている場合は、前項の規定にかかわらず、補助金の額は、補助対象経費の額の3分の2以内の額とし、40万円を上限とする。

(1) 愛媛県が定めるひめボス宣言事業所認証制度要綱（令和5年4月1日施行）第4条の規定によるひめボス宣言事業所の認証又は同要綱第11条の規定によるひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証

(2) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第13条の規定による認定一般事業主の認定又は同法第15条の2の規定による特例認定一般事業主の認定

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第9条の規定による認定一般事業主の認定又は同法第12条の規定による特例認定一般事業主の認定

(4) 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和45年法律第98号）第15条の規定による認定事業主の認定

(交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、中小企業等人材確保事業費補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和8年12月25日までに町長に提出しなければならない。

(1) 中小企業等人材確保事業計画書（様式第2号）

(2) 補助対象経費の詳細及び金額並びに事業内容が確認できる書類

(3) 法人にあっては、法人の履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し

(4) 個人事業主にあっては、令和7年分の所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあっては、住民税の申告書。以下この号において同じ。）及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し。この場合において、開業後1年未満の個人事業主にあっては、開業届の写し

(5) 前条第2項各号に掲げる認証又は認定を受けている場合にあっては、その認証又は認定を証する書面の写し

(6) 町税等の納税状況確認同意書（様式第3号）

(7) 誓約書（様式第4号）

(8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

(仕入れに係る消費税等相当額の取扱い)

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の仕入れに係る消費税相額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、前条に規定する交付申請書を提出するに当たり、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相額が明らかでないときは、この限りでない。

(交付決定)

第8条 町長は、第6条の規定により交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは補助金の交付を決定し中小企業等人材確保事業費補助金交付決定通知書（様式第5号）により、不相当と認めるときはその旨を書面により申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の交付決定に当たっては、必要に応じて条件を付することがある。

(補助事業の変更)

第9条 前条第1項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）の内容を変更しようとするときは、あらかじめ中小企業等人材確保事業変更承認申請書（様式第6号）に変更があった第6条各号の書類を添えて町長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、事業費の20パーセント以内の変更で、かつ、補助金額に変更がない場合は、この限りでない。

2 町長は、前項の規定により変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは中小企業等人材確保事業変更承認通知書（様式第7号）により、不適当と認めるときはその旨を書面により補助事業者へ通知するものとする。

（補助事業の中止又は廃止）

第10条 補助事業者は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ中小企業等人材確保事業中止（廃止）届出書（様式第8号）を町長に提出しなければならない。

（実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了の日から起算して30日を経過する日又は令和9年3月5日のいずれか早い日までに、中小企業等人材確保事業実績報告書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業の実施に要した費用を証する書面
- (2) 補助事業の実施状況が確認できる書類
- (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 補助事業者は、第7条ただし書に該当する交付申請をした場合において、補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになったときは、前項に規定する実績報告書を提出するに当たり、これを当該補助金の額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出した後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金の仕入れに係る消費税等相当額が確定したときは、その金額（前項の規定により減額した場合には、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を中小企業等人材確保事業費補助金に係る消費税等相当額報告書（様式第10号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（額の確定）

第12条 町長は、前条第1項の規定により実績報告書の提出があったときは、その内容を審査の上、補助金の額を確定し、中小企業等人材確保事業費補助金額確定通知書（様式第11号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 補助事業者は、前条の規定により補助金の額の確定通知を受けたときは、中小企業等人材確保事業費補助金交付請求書（様式第12号）により当該補助金の請求を行うものとする。

（補助金の交付）

第14条 町長は、前条の規定による補助金交付請求書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金を交付するものとする。

2 補助金の交付は、補助事業者が指定する金融機関等の口座に振り込むことにより行うものとする。

（目的外使用の禁止）

第15条 補助事業者は、補助金を他の目的に使用してはならない。

（指導監督）

第16条 町長は、補助事業の実施に関して必要に応じ、補助事業者に対し、検査し、指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることがある。

（交付決定の取消し等）

第17条 町長は、補助事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことがある。この場合において、既に補助金を交付しているときは、その全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
- (2) 第10条に規定する中止（廃止）届出書の提出があったとき。
- (3) 提出した書類に虚偽の記載があったとき。
- (4) 交付決定に付した条件に違反したとき。
- (5) 補助事業の実施について不正の行為があったとき。
- (6) 第12条の規定による補助金の額の確定後に、補助事業の実施に当たり契約を締結した相手方から、当該補助金の算定に係る経費の全部若しくは一部について返還を受け、又は減額その他自己の負担を軽減させる事由が生じたとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、適正な補助事業の執行が見込めないとき。

(財産の処分の制限)

第18条 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、町長の承認を得たときは、この限りでない。

(書類の整理及び保管)

第19条 補助事業者は、補助金の関係書類を整理し、令和9年4月1日から起算して5年間保管しなければならない。

(補則)

第20条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和8年5月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第14条の規定については同年5月31日まで、第16条から第19条までの規定については同条に規定する期間が満了する日まで、なおその効力を有する。

別表（第4条関係）

補助対象事業	補助対象経費
1 就職情報サイト、求人情報誌その他求人広告への求人情報の掲載	登録料、利用料その他広告掲載に要する費用
2 人材紹介サービス又は人材マッチングサイトの利用	サービス利用料、雇用契約成立時の成功報酬
3 求人動画の制作	動画制作事業者に支払う委託料
4 求人チラシの制作	原稿作成費、デザイン費、印刷費、配布費
5 合同企業説明会、採用面接会等への出展	出展料、参加負担金、ブース装飾費

備考

- 1 令和8年4月1日から令和9年3月5日までに実施した事業を対象とする。
- 2 この表の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。
 - (1) 補助対象者と資本関係にある事業者と契約する事業
 - (2) 補助対象者の代表者、役員又は補助対象者の代表者の配偶者若しくは2親等以内の親族が役員として属する事業者と契約する事業
 - (3) 事業を営んでいない個人と契約する事業
 - (4) 公序良俗に反するおそれがある事業者に委託して実施する事業
 - (5) 補助対象者の関係会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第25号に規定する関係会社をいう。）のみが参加する合同企業説明会等の就職活動イベント
 - (6) 補助対象者が単独で開催する企業説明会等の就職活動イベント
 - (7) 職業安定法に基づく許可を受けずにその許可が必要な事業を行う事業者と契約する事業
- 3 この表の規定にかかわらず、次に掲げる費用は、補助対象経費としない。
 - (1) 補助対象者が支払う人件費、光熱水費、消耗品費その他の事業運営に要する費用
 - (2) 求人動画を自作する場合の機材費、ソフトウェア費等
 - (3) その他補助事業の執行に当たり、必要性が認められない費用

様式第1号（第6条関係）

中小企業等人材確保事業費補助金交付申請書

年 月 日

松前町長 様

令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

1 申請者情報

法人／個人事業主の別			
事業者名 (法人名・屋号)			
所在地 (法人の場合：本店) (個人事業主の場合：事業所)	〒		
代表者職名		代表者氏名	
代表者住所 (個人事業主のみ)	〒		
常時使用する 従業員の数	人	資本金の額 (法人のみ)	万円

2 申請内容

交付申請額	円
-------	---

3 本件に係る責任者及び担当者

責任者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			
担当者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

4 添付書類

- 中小企業等人材確保事業計画書（様式第2号）
- 補助対象経費の詳細及び金額並びに事業内容が確認できる書類
- 法人にあっては、法人の履歴事項全部証明書又は直近の法人税の確定申告書の写し
- 個人事業主にあっては、令和7年分の所得税の確定申告書（所得税の確定申告書の提出義務のない者にあっては、住民税の申告書。以下この号において同じ。）及びその確定申告書に添付された収支内訳書又は青色申告決算書の写し。この場合において、開業後1年未満の個人事業主にあっては、開業届の写し
- 次に掲げる労働環境配慮に関する認証又は認定を受けている場合にあっては、その認証又は認定を証する書面の写し
 - ひめボス宣言事業所又はひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証
 - くるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナくるみん認定
 - えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定
 - ユースエール認定
- 町税等の納税状況確認同意書（様式第3号）
- 誓約書（様式第4号）
- 前各号に掲げる書類のほか、町長が必要と認める書類

中小企業等人材確保事業計画書

事業者名 _____

1 事業計画内容（該当する□に✓を記入し、各項目を記入してください。複数選択可。）

□1 就職情報サイト、求人情報誌その他求人広告への求人情報の掲載	広告媒体の名称	
	広告媒体の運営事業者名	
	広告の掲載予定期間	
	広告掲載する店舗名等（法人名と異なる場合のみ記載）	
□2 人材紹介サービス又は人材マッチングサイトの利用	紹介サービス又はマッチングサイトの名称	
	紹介サービス又はマッチングサイトの運営事業者名	
	利用予定期間	
□3 求人動画の制作	委託事業者の名称	
	使用目的	
	納品予定日	
□4 求人チラシの制作	委託事業者の名称	
	使用目的	
	印刷部数	
	納品予定日	
□5 合同企業説明会、採用面接会等への出展	合同企業説明会の名称	
	主催者の名称	
	開催期間	
	開催場所（オンライン形式の場合はその旨を記載）	

2 労働環境配慮に関する認証・認定の有無（該当する□に✓を記入してください。）

- なし（補助率：2分の1 上限額：30万円）
- あり（補助率：3分の2 上限額：40万円）
 - ひめボス宣言事業所又はひめボス宣言事業所スーパープレミアムの認証
 - くるみん認定、トライくるみん認定又はプラチナくるみん認定
 - えるぼし認定又はプラチナえるぼし認定
 - ユースエール認定

3 支出経費の明細

取組内容	①税抜単価 (円)	②数量	③合計額 (円) (①×②)
④合計：補助対象経費 (円)			
⑤補助率 (認証・認定なし：2分の1 認証・認定あり：3分の2)			
⑥=④×⑤ (円) (※1,000円未満切捨て)			
⑦補助上限額 (認証なし：30万円 認証あり：40万円)			

4 補助金申請額

補助金交付申請額 (円) (⑥又は⑦のいずれか低い額)	
--------------------------------	--

町税等の納税状況確認同意書

私は、令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金の交付申請に当たり、税務課が保有する町税（督促手数料及び延滞金を含む。）の納付状況（滞納の有無）について、産業課において確認を行うことに同意します。

年 月 日

松前町長 様

法人所在地（個人事業主の場合は、事業主の住所）

事業者名（法人名又は屋号）

代表者職・氏名

-
- ※ 申請者が署名してください。
 - ※ 法人の場合は、代表者の署名に代えて、記名及び代表者印の押印も可です。

誓約書

松前町長 様

令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

（代表者が内容を確認の上、□に✓を記入してください。）

- 1 中小企業等人材確保事業費補助金交付申請書（様式第1号）及び添付資料に記載した内容に偽りはありません。虚偽の記載や不正があった場合は、町が定めた期限までに補助金を返還します。
- 2 労働基準法（昭和22年法律第49号）、職業安定法（昭和22年法律第141号）その他労働関係法令に関して重大な違反はありません。
- 3 国、愛媛県、他の市町等から、申請する事業についてこの要綱に規定する補助金と同種の補助金の交付を受けておらず、今後受ける意思もありません。
- 4 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する営業（同項第1号に規定する営業のうち料理店において行う営業及び同項第5号に規定する営業を除く。）、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業又は当該営業に係る同条第13項に規定する接客業務受託営業を行っていません。
- 5 事業所の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。また、暴力団又は暴力団員が経営に事実上参画していません。
- 6 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第3条第1項に規定する政治団体ではありません。
- 7 宗教上の組織又は団体ではありません。
- 8 補助金の交付に関して町が必要と認めるときは、立入検査のほか資料提出に応じます。
- 9 町において必要と判断した場合は、申請書類に記載された情報を警察、税務機関等に提供することに異議を申し立てません。

【誓約者】

記入年月日	年	月	日
事業者名 (法人名・屋号)			
代表者職名		氏名	

※ 申請者が署名してください。

※ 法人の場合は、代表者の署名に代えて、記名及び代表者印の押印も可です。

様式第5号（第8条関係）

松前町指令 第 号

住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで申請のあつた令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金の交付については、令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により次のとおり決定したので通知する。

年 月 日

松前町長
(公印省略)

1 補助金交付決定額
金 円

2 交付条件

- (1) この要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- (3) 町長が補助事業に関し必要と認めた調査に協力しなければならない。
- (4) 補助事業により採用した者の離職等に伴い、人材紹介会社等から紹介手数料の返還を受けたときは、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させるものとする。
- (5) 前号の事由が生じたときは、遅滞なくその旨を町長に届け出なければならない。

※ 不要の文字は、削除すること。

担当課・係名	
担当者職氏名	
連絡先	

様式第6号（第9条関係）

中小企業等人材確保事業変更承認申請書

年 月 日

松前町長 様

交付決定を受けた松前町中小企業等人材確保事業を変更したいので、関係書類を添えて次のとおり変更承認を申請します。

1 補助事業者情報

法人／個人事業主の別			
事業者名 (法人名・屋号)			
所在地 (法人の場合：本店) (個人事業主の場合：事業所)	〒		
代表者職名		代表者氏名	
代表者住所 (個人事業主のみ)	〒		

2 変更概要

交付決定日 (変更交付決定日)	年 月 日	指令番号	松前町指令 第 号
変更の理由			
事業変更の内容			
補助金交付変更額	既交付決定額 金 円 変更承認申請額 金 円		
添付書類	当初申請時から変更があった次に掲げる書類 (1) 中小企業等人材確保事業計画書（様式第2号） (2) 補助対象経費の詳細及び金額並びに事業内容が確認できる書類 (3) 第5条第2項各号に掲げる認証又は認定（労働環境配慮に関する認証・認定）を受けている場合にあっては、その認証又は認定を証する書面の写し (4) 前3号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類		

※ 添付書類の事業計画書は、変更となった部分について容易に比較対照できるように変更前を括弧書きで上段に記載すること。

3 本件に係る責任者及び担当者

責任者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			
担当者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

様式第7号（第9条関係）

松前町指令 第 号

住所
氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで変更承認申請のあつた令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金については、令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金交付要綱第9条第2項の規定により（承認する・承認し、年 月 日付け松前町指令 第 号の補助金交付決定を次のとおり変更したので通知する）。

年 月 日

松前町長
(公印省略)

- 1 変更承認後の交付決定額
金 円
- 2 変更承認の内容

※ 不要の文字は、削除すること。

担当課・係名	
担当者職氏名	
連絡先	

中小企業等人材確保事業中止（廃止）届出書

年 月 日

松前町長 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

交付決定を受けた中小企業等人材確保事業を中止（廃止）したいので、令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金交付要綱第10条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

1 届出概要

交付決定日 (変更交付決定日)	年 月 日	指令番号	松前町指令 第 号
事業の 中止（廃止） の理由			
中止の期間 (廃止の時期)			

※ 不要の文字は、抹消すること。

2 本件に係る責任者及び担当者

責任者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			
担当者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

中小企業等人材確保事業実績報告書

年 月 日

松前町長 様

交付決定を受けた中小企業等人材確保事業が完了したので、令和8年度松前町中小企業等人材確保事業費補助金交付要綱第11条第1項の規定に基づき、次のとおり報告します。

1 補助事業者情報

法人／個人事業主の別			
事業者名 (法人名・屋号)			
所在地 (法人の場合：本店) (個人事業主の場合：事業所)	〒		
代表者職名		代表者氏名	
代表者住所 (個人事業主のみ)	〒		

2 事業概要

交付決定日	令和 年 月 日	指令番号	松前町指令 第 号
事業実施期間	年 月 日 ～ 年 月 日		
労働環境配慮に関する認証・認定の有無	<input type="checkbox"/> なし（補助率：2分の1 上限額：30万円） <input type="checkbox"/> あり（補助率：3分の2 上限額：40万円） (ありの場合：認証・認定の内容)		
総事業費	金 円		
補助金交付決定額	金 円		
添付書類	(1) 補助事業の実施に要した費用を証する書面 (2) 補助事業の実施状況が確認できる書類 (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類		

※ 変更承認を受けた場合にあつては、交付決定日と指令番号の欄は、変更後の日付と指令番号を記載すること。

3 本件に係る責任者及び担当者

責任者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			
担当者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

4 事業実施内容（該当する□に✓を記入し、各項目を記入してください。複数選択可。）

□ 1 就職情報サイト、求人情報誌その他求人広告への求人情報の掲載	広告媒体の名称	
	広告媒体の運営事業者名	
	広告の掲載期間	
	広告掲載する店舗名等（法人名と異なる場合のみ記載）	
□ 2 人材紹介サービス又は人材マッチングサイトの利用	紹介サービス又はマッチングサイトの名称	
	紹介サービス又はマッチングサイトの運営事業者名	
	利用期間	
□ 3 求人動画の制作	委託事業者の名称	
	使用目的	
	納品日	
□ 4 求人チラシの制作	委託事業者の名称	
	使用目的	
	印刷部数	
	納品日	
□ 5 合同企業説明会、採用面接会等への出展	合同企業説明会の名称	
	主催者の名称	
	開催期間	
	開催場所（オンライン形式の場合はその旨を記載）	
取組により得られた成果		

5 事業に要した経費の明細

取組内容	①税抜単価 (円)	②数量	③合計額 (円) (①×②)
④合計：補助対象経費 (円)			
⑤補助率 (認証・認定なし：2分の1 認証・認定あり：3分の2)			
⑥=④×⑤ (円) (※1,000円未満切捨て)			
⑦補助上限額 (認証なし：30万円 認証あり：40万円)			

6 補助金交付決定額

補助金交付決定額 (円) (⑥又は⑦のいずれか低い額)	
--------------------------------	--

中小企業等人材確保事業費補助金の仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日

松前町長 様

所在地
事業者名
代表者職氏名

1 返還額概要

交付決定日 (変更交付決定日)	年 月 日	指令番号	松前町指令 第 号
1 要綱第12条の補助金の額の確定額 (年 月 日付 け 第 号による 確定額)	金		円
2 補助金額の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額	金		円
3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額	金		円
4 補助金返還相当額 (3-2)	金		円

- ※ 参考となる書類を添付すること。
- ※ 不要の文字は、抹消すること。

2 本件に係る責任者及び担当者

責任者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			
担当者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			

様式第11号（第12条関係）

中小企業等人材確保事業費補助金額確定通知書

第 号
年 月 日

様

松前町長
(公印省略)

令和 年 月 日付け松前町指令 第 号で交付決定した令和8年度松前町中小企業等
人材確保事業費補助金については、次のとおり補助金の額を確定したので、令和8年度松前町中小
企業等人材確保事業費補助金交付要綱第12条の規定により通知する。

補助金交付確定額 金 _____ 円

担当課・係名	
担当者職氏名	
連絡先	

中小企業等人材確保事業費補助金交付請求書

年 月 日

松前町長 様

(請求者)
所在地
事業者名
代表者職氏名

令和8年度松前町中小企業等確保事業費補助金について、次のとおり請求します。

1 請求内容

額の確定日	年 月 日付け 第 号
請求額	金 円

2 本件に係る責任者及び担当者

責任者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			
担当者	所属・職		氏名	
	TEL		FAX	
	メールアドレス			